

年管発0325第8号
平成27年3月25日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官



厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領等について

今般、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）により国税通則法（昭和37年法律第66号）、国税徴収法（昭和37年法律第147号）の一部が改正され、平成27年4月1日より施行されることに伴い、あらためて別添のとおり「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」を定めたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、これに伴い、「厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成24年10月12日年管発1012第10号）については廃止する。

また、今般の改正に伴い、日本年金機構に対しては、今後の厚生年金保険料等の滞納整理事務における基本的な取扱いについて、添付のとおり通知したので了知されたい。